平成２６年（フ）第２６３号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番22―404号、前住所兵庫県西宮市戸崎町２番30号
破産者　杉本　金五
1　破産債権の届出期間　平成27年１月28日まで
2　一般調査期日　平成27年３月20日午後１時30分
平成26年12月24日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５５号
北九州市戸畑区正津町３番14号
破産者　寺村　武士
1　破産債権の届出期間　平成27年２月４日まで
2　一般調査期日　平成27年２月18日午前10時45分
平成26年12月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６１６号
大阪市阿倍野区旭町３丁目３番７―1005号、開始決定時の住所大阪市西成区山王３丁目３番８号
破産者　木下　昌子
1　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
2　一般調査期日　平成27年３月５日午後２時
平成26年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５２号
兵庫県明石市山下町６番７号、前住所兵庫県明石市東野町1978番地の１　ワコーレ朝霧シーサイトヒルズⅢ201号
破産者　伊藤　光彦
1　破産債権の届出期間　平成27年２月６日まで
2　一般調査期日　平成27年３月３日午後１時40分
平成26年12月26日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０５４号
大阪府河内長野市昭栄町３番55号
破産者　杉岡建設工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年２月20日まで
2　一般調査期日　平成27年４月13日午前11時30分
平成26年12月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第７１００号
東京都中央区日本橋室町３丁目２番15号
破産者　株式会社ＳＦＣＧ
特別調査期日　平成27年３月11日午前10時
平成26年12月25日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第３３１５号
大阪市西区西本町２丁目１番８号
破産者　株式会社システム環境計画
1　期日　平成27年１月28日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触111　医療法人玉水会赤木病院内、住民票上の住所長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦1356番地
破産者　坂口　　功
異議申述期間　平成27年２月26日まで
平成26年12月24日　長崎地方裁判所壱岐支部

免責取消

平成２６年（モ）第１００３９号（基本破産事件平成２５年（フ）第２２４号）
愛媛県松山市余戸東５丁目３番26号
破産者　白石　真弓
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　破産者について免責を取り消す。
松山地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第５２号
愛知県常滑市小林町１丁目30番地
清算株式会社　株式会社レイネツ
代表清算人　加々美博久
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２号
相模原市南区相武台２丁目22番５号
清算株式会社　株式会社相模原商事
代表清算人　岡田　　正
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（ヒ）第１６号
静岡県袋井市大谷1229番地の６
清算株式会社　株式会社ドリームヒル
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２６年（ヒ）第１２号
大分市金池町４丁目９番32号
清算株式会社　株式会社イグナー
代表清算人　阿部　　誠
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
再生債務者　株式会社スーパー三正
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年12月24日
青森地方裁判所第２民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第１号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
再生債務者　株式会社スーパー三正
主文　平成24年６月19日にした監督命令を取り消す。
平成26年12月24日
青森地方裁判所第２民事部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第４３号
東京都豊島区要町３丁目40番８号
再生債務者　織部　　靖
特別調査期間　平成27年１月29日から平成27年１月30日まで
平成26年12月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２６年（再）第３５号
東京都台東区浅草橋５丁目25番10号
再生債務者　株式会社三貴
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である1800株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定の確定日
3　減少する資本金の額　資本金9000万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の払込期日に募集株式と引換えにする金銭の払込みがあったときにおいて、当該払込期日
5　募集株式の数　800株
6　募集株式の払込金額　株式１株につき金５万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定の確定日から１か月を経過した日
8　増加する資本金の額　金4000万円
平成26年12月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第４５号
東京都調布市布田１丁目40番地２
再生債務者　豊島トレーディング株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　すべての発行済株式である普通株式400株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の振込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　2000万円全額